

仕様書

1 業務名

自立支援サイクル構築支援事業業務委託

2 目的

大分県では、高齢者が元気に生活し続けることができる地域づくりを推進するため、自立に向けて支援が必要な高齢者を短期集中予防サービス等の自立支援型サービスにつなげるとともに、これらの自立支援型サービス終了後においても生活機能の維持が図られるよう、通いの場等の社会資源につなげる仕組み（＝「自立支援のサイクル」（別紙参照））を目指しているところ。

本業務は、総合事業の各サービス・活動の利用実態を把握するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）との連動を踏まえた通いの場の事業評価に取り組み、総合事業の更なる充実に向けた効果的・効率的な手法を学ぶ。

3 委託金額の上限

7, 979, 972円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託業務内容

（１） 総合事業利用実態調査及び伴走支援

モデル自治体（1市町村を想定）が実施する総合事業におけるサービス・活動事業等の利用実態（利用者数や性別のほか、利用者の具体的な状態像など）の把握及び利用実態における課題の抽出を支援した上で、モデル自治体が有する課題の解決策について、モデル自治体とともに検討・整理を行う。

（２） 通いの場事業評価及び伴走支援

モデル自治体（1市町村を想定）が実施する総合事業における一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業等（以下、通いの場等という））の利用実態（箇所数や参加人数のほか、利用している参加者層など）の把握及び通いの場等の評価の支援を行うとともに、これらの支援を通じて、モデル自治体が有する課題の解決策について、モデル自治体とともに検討・整理を行う。

※5の（１）のモデル自治体と同一の市町村となる場合もあり得る。

（３） 市町村向け事業説明会及び事業成果研修会の開催等

① 市町村向け事業説明会の開催

県内市町村を対象とした本事業の支援内容、業務スケジュール及び、本事業で見込まれる効果等の説明を行い、モデル自治体の募集を募る。

なお、本説明会に係る県内市町村への開催案内の送付及び、当日の進行については大分県高齢者福祉課が行う。

② リハビリテーション専門職等向け研修会の開催

県内のリハビリテーション専門職等向けに対して、効果的な総合事業の関わり方（例えばアセスメント時の同行訪問や、通いの場等における専門職の効果的な介入などを想定）や関与にあたっての必要な知識やスキル等の育成に向けた研修会を企画・開催する。

なお、県内のリハビリテーション専門職等に対しての案内通知の送付については、大分県高齢者福祉課が行う。

③ 事業成果研修会の開催

県内市町村に対して、5の（1）及び（2）で取り組んだ支援の結果報告を行うとともに、今後の効果的・効率的な自立支援のサイクルの運用に向けた取組（各サービス・活動事業の具体的な対象者像の定義やサービス・活動Cの利用者数の増に向けた効果的なアプローチ、通いの場の評価手法などを想定）に関する研修会を企画・開催する。

なお、県内の市町村に対しての案内通知の送付については、大分県高齢者福祉課が行う。

（4）業務管理運営

本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等、県の求めに応じて報告すること。

（5）成果物

上記（1）～（4）に基づき、具体的実施項目として記載した内容についてその実績、その成果と課題に関する考察を取りまとめた事業報告書を作成し、成果物として県に提出すること。

6 その他業務実施上の留意事項について

- （1）受託者は、関係法令を遵守すること。本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- （2）受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- （3）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （4）本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。